

増毛町

潮風を感じて.....

あなたと議会をむすぶ

議会だより



雄冬海岸

発行 / 増毛町議会 編集 / 議会広報特別委員会
〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地 TEL/53-1311



～ 新 1 年生の様子 入学式・初めての給食 ～

第 1 回定例会

条例改正、制定・補正予算・各議員の賛否一覧など	2～5P
令和2年度 増毛町各会計予算等審査特別委員会開催	6～9P
町長からの行政報告	10P
一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』.....	11～25P
議会のうごき、編集後記	26P



第 161 号

令和2年5月7日

令和2年度増毛町各会計予算を可決

消費税率改正に伴い 増毛町手数料条例等の一部を改正

増毛町議会第1回定例会は、3月9日から19日までの11日間で開催され、初日には、一般会計ほか6会計の補正予算など議案審議、令和2年度各会計予算審査のため、予算等審査特別委員会を設置、2日目には一般質問を行い、3日目には予算審査特別委員会報告を受け、令和2年度各会計予算を原案どおり可決しました。

審議された案件、補正予算の内容についてお知らせします。

令和2年 第1回定例会

3月9日～19日開催

人事案件

◆増毛町固定資産評価審査委員会委員の選任について

本年3月16日をもって任期満了となる、南 明恵氏の再任に同意しました。

条例の改正・廃止等

◆増毛町個人情報保護条例の一部を改正する条例

行政機関の保有する個人情報
の保護に関する法律において個人
情報の定義の明確化等の一部
改正がされたため、所要の改正
をしました。

◆増毛町印鑑の登録及び証明に
関する条例の一部を改正する条
例

成年被後見人等の権利の制限
に係る措置の適正化等を図るた
めの関係法律の整備に関する法
律の施行に伴い、印鑑登録証明
事務処理要領の一部が改正され
たため、条例の一部を改正しま

した。

◆増毛町道路占用料徴収条例の
一部を改正する条例

道路法施行令の一部を改正す
る政令が公布されたことに伴い、
条例の一部を改正しました。

◆増毛町手数料条例等の一部を
改正する条例

消費税率改正に伴い各種使用
料手数料等を見直し、所要の改
正をしました。

◆増毛町長等の損害賠償責任の
一部の免責に関する条例の制定

地方自治法施行令等の一部を
改正する政令が公布され、条例
において普通地方公共団体の長
等の損害賠償責任の一部を免責
する旨を定めることが可能に
なったため、新たに条例を制定
しました。

◆増毛町課設置条例の一部を改
正する条例

令和2年4月1日から公共下
水道事業特別会計が地方公営企

業法を適用する企業会計へ移行
するため、条例の一部を改正し
ました。

◆増毛町職員の定年等に関する
条例の一部を改正する条例

安心安全な医療サービスを提供
するため、医療業務に従事す
る診療所の医師を安定確保す
ることが必要なため、診療所医師
の定年年齢改正のため、条例の
一部を改正しました。

◆増毛町在宅老人デイ・サービ
スセンター設置条例を廃止する
条例

介護員不足により平成27年6
月より休止している、増毛町在
宅老人デイ・サービスセンター
を、明和園の改築にあたり建設
敷地を確保するため、取り壊す
ため、条例を廃止しました。

◆増毛町立認定こども園条例の
一部を改正する条例

増毛町子ども・子育て支援事
業計画の策定に伴い、増毛町立
認定こども園の定員等に係る規

定を改めるため、条例の一部を改正しました。

◆増毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、増毛町国民健康保険税条例の基礎課税額に係る賦課限度額の引き上げを行うため、条例の一部を改正しました。

◆増毛町岩尾温泉の設置及び管理条例の一部を改正する条例

消費税率改正に伴い各種使用料手数料等を見直し、所要の改正をしました。

◆増毛町介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、所得の段階別に介護保険料の減額幅の基準を定めるため、条例の一部を改正しました。

◆増毛町水道条例の一部を改正する条例

消費税率改正に伴い各種使用料手数料等を見直し、所要の改正をしました。

◆地方公営企業法の全部を適用する事業の設置に関する条例の制定

令和2年4月1日から公共下水道事業特別会計が、地方公営企業法を適用する企業会計へ移行することから、増毛町簡易水道事業及び砕石事業の一部に地方公営企業法の全部の規定を適用する条例を廃止し、本条例を制定しました。

◆増毛町特別会計条例の一部を改正する条例

令和2年4月1日から公共下水道事業特別会計が地方公営企業法を適用する企業会計へ移行するため、条例の一部を改正しました。

◆増毛町特別会計条例の一部を改正する条例

公共下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することから、

増毛町公共下水道設置条例の全部を改正しました。

◆増毛町公共下水道条例等の一部を改正する条例

公共下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することから、条例の一部を改正しました。

◆町道路線の廃止

暑寒7丁目団地道路線を廃止しました。

一般議案

決議

◆「民族共生の未来を切り開く」決議

2019年4月に、アイヌ新法が成立し、アイヌ民族が先住民族であると初めて明記され、ウポポイが開設されるこの機会に、道内各地の町から、先頭に立って民族共生社会を作り上げていくという決意を表明するため、決議しました。

補正予算

◆一般会計

歳入歳出ともに1489万円が減額されました。

歳入は、子ども・子育て支援臨時交付金、普通交付税、留萌南部衛生組合負担金前年度精算返還金の増額と養護老人ホーム事務費負担金、頑張れ増毛応援基金繰入金、プレミアム商品券売上代の減額が主なものです。歳出は、特別会計の繰出金、農業用機械導入事業補助金の増額と老人保護措置費、介護サービス業務委託料、商品券取扱事業者交付金、留萌南部衛生組合負担金、かもめ団地屋上防水改修工事費の減額が主なものです。

◆観光施設事業特別会計

歳入歳出ともに26万5千円を増額しました。

歳入は、一般会計繰入金が増額と温泉施設使用料の減額が主なものです。歳出は、温泉施設費の修繕料、

令和元年度 補正予算概要

主な補正内容について説明しています。
千円以下の端数については省略しています。

一般会計

歳入歳出 **1,489** 万円の減額
総 額 **52 億 3,921** 万円に

歳 入

子ども・子育て支援臨時交付金…… 800 万円増
普通交付税…… 811 万円増
養護老人ホーム事務費負担金… 786 万円減
農業用機械導入事業交付金…… 480 万円増
頑張れ増毛応援基金繰入金…… 800 万円減
プレミアム商品券売上代…… 1,406 万円減

歳 出

結婚支援事業補助金…… 100 万円減
老人保護措置費…… 1,380 万円減
商品券取扱事業者交付金…… 1,758 万円減
留萌南部衛生組合負担金…… 283 万円減
農業用機械導入事業補助金…… 480 万円増
かもめ団地屋上防水改修工事費… 704 万円減

観光施設事業特別会計

歳入歳出 **27** 万円の増額
総 額 **6,125** 万円に

歳 入

浴場使用料…… 40 万円減
一般会計繰入金…… 67 万円増

歳 出

温泉施設修繕料…… 117 万円増
スキー場臨時職員賃金…… 75 万円減

診療所事業特別会計

歳入歳出 **218** 万円の減額
総 額 **2 億 3,006** 万円に

歳 入

国民健康保険診療報酬収入…… 1,200 万円減
一般会計繰入金…… 1,634 万円増

歳 出

職員手当等…… 155 万円減
医療事務業務委託料…… 70 万円減

介護保険特別会計

歳入歳出 **960** 万円の増額
総 額 **9 億 2,675** 万円に

歳 入

介護給付費交付金…… 361 万円増
特定入所者介護サービス費収入…… 186 万円減
一般会計繰入金…… 1,402 万円増

歳 出

居宅介護サービス給付費負担金… 337 万円増
施設介護サービス給付費負担金… 681 万円増
介護給付費準備基金積立金…… 256 万円減

◆**診療所事業特別会計**
歳入歳出ともに217万8千円を減額しました。
歳入は、一般会計繰入金の増額と診療報酬収入、一部負担金収入、その他の診療収入及び諸収入の減額が主なものです。
歳出は、施設管理費、研究研修費の減額と医業費の増額が主なものです。

◆介護保険特別会計

歳入歳出ともに960万4千円を増額しました。
歳入は、国庫支出金、支払基金交付金等、一般会計繰入金を増額とサービス収入の減額が主なものです。
歳出は、保険給付費の追加と、施設介護サービス事業費の減額が主なものです。

◆下水道事業特別会計

歳入歳出ともに874万3千円を減額しました。
歳入は、下水道使用料及び借債の減額と国庫支出金及び一般会計繰入金を増額が主なものです。
歳出は、委託料及び工事請負費の減額が主なものです。

◆簡易水道事業会計

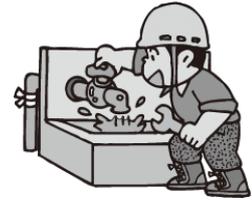
収益的収支の収入に、他会計補助金、支出に予備費をそれぞれ42万円増額されました。

◆水道事業会計

資本的収支の支出に、企業債償還金として、5千円が増額されました。



<p>公共下水道事業特別会計</p> <p>歳入歳出 874 万円の減額 総額 2億 1,949 万円に 歳入 国からの長寿命化事業補助金…… 422 万円増 公共下水道整備事業債… 1,300 万円減 歳出 下水道長寿命化更新工事費… 879 万円減</p> <p>水道事業会計</p> <p>資本的支出 1 万円の増額 総額 2億 2,349 万円に 資本的支出 企業債償還金…………… 1 万円増</p>	<p>簡易水道事業会計</p> <p>資本的収入及び支出 42 万円の増額 総額 2,757 万円に 収益的収入 営業外収益（他会計補助金）… 42 万円増 収益的支出 予備費…………… 42 万円増</p>
--	--



令和2年第1回定例会 審議した議案と各議員の賛否

番 号	事 件 名	議員名（議席順）	合羽井達男	川島 優	酒井 倫明	大井紀美恵	松倉 清道	上野 剛	菅原 幸弘	西山 征二	岩崎 俊一	小田 緑	飛内 眞吾	議決結果
決議案第1号	「民族共生の未来を切り開く」決議について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第2号	町道路線の廃止について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第3号	増毛町個人情報保護条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第4号	増毛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第5号	令和元年度増毛町一般会計補正予算（第5号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第6号	令和元年度増毛町観光施設事業特別会計補正予算（第4号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第7号	令和元年度増毛町診療所事業特別会計補正予算（第4号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第8号	令和元年度増毛町介護保険特別会計補正予算（第4号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第9号	令和元年度増毛町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第39号	令和元年度増毛町水道事業会計補正予算（第4号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第10号	令和元年度増毛町簡易水道事業会計補正予算（第3号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第11号	増毛町固定資産評価審査委員会委員の選任について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同 意
議案第12号	増毛町港湾施設の貸付について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第13号	増毛町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第14号	増毛町手数料条例等の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第15号	増毛町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第16号	増毛町課設置条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第17号	増毛町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第18号	増毛町在宅老人デイ・サービスセンター設置条例を廃止する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第19号	増毛町立認定こども園条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第20号	増毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第21号	増毛町岩尾温泉の設置及び管理条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第22号	増毛町介護保険条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第23号	増毛町水道条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第24号	地方公営企業法の全部を適用する事業の設置に関する条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第25号	増毛町特別会計条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第26号	増毛町公共下水道設置条例の全部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第27号	増毛町公共下水道条例等の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第28号	令和2年度増毛町一般会計予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第29号	令和2年度増毛町国民健康保険特別会計予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第30号	令和2年度増毛町観光施設事業特別会計予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第31号	令和2年度増毛町診療所事業特別会計予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第32号	令和2年度増毛町介護保険特別会計予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第33号	令和2年度増毛町後期高齢者医療特別会計予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第34号	令和2年度増毛町港湾整備事業特別会計予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第35号	令和2年度増毛町水道事業会計予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第36号	令和2年度増毛町簡易水道事業会計予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第37号	令和2年度増毛町公共下水道事業会計予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第38号	令和2年度増毛町砕石事業会計予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議 長

※○は賛成、×は反対、欠は欠席、除は地方自治法第117条の規定による除斥、「議長」は議長のため採決に加わらなかった。

令和2年度

増毛町各会計予算等審査特別委員会開催

増毛町議会は町より提案された、令和2年度各会計予算案並びに関連する条例改正・廃止などの議案審議のため、特別委員会（委員長 酒井 倫明）を設置し、3月9日、18日、19日の3日間にわたり審議を行いました。令和2年度当初予算については、町長選挙に伴い骨格予算となった前年度当初予算と比較し、12・66%の増となっております。3日間にわたり活発な質疑を行った結果、原案どおり決定することを決め、閉会しました。特別委員会で審議された内容、質疑等について、要約し、一部掲載いたします。

委員会質疑内容

〔町税〕

▽西山委員 町民税、固定資産税の現年度分、滞納繰越分の徴収率は。



～ コロナウイルス感染症対策として全出席者がマスクを着用 ～

▼税務課長 町民税現年度分98%、滞納繰越分30%、固定資産税現年度分98%、滞納繰越分15%を見込んでいます。

〔地域交通確保事業補助金等〕

▽小田委員 住民の足の確保に関する予算計上があるが、昨年ハイヤー会社の撤退後、速やかに別な事業者による引継ぎが行われたが、利用に関して更なる細やかな周知はできないか。

▼町民課長 ハイヤーの周知は広報で既に3回掲載したが、再度周知を徹底する。

〔空き家等除却補助金〕

▽小田委員 令和元年度の実績は。また、令和2年度も予算を越える要望があった場合、追加で予算措置するのか。

▼町民課長 令和元年度の実績は1963万7千円。令和2年度予算不足が生じる場合、補正予算で措置していく。

〔中間サーバー利用交付金〕

▽上野委員 中間サーバー利用交付金418万3千円について内容の説明を。

▼総務課長 国と繋がっている住民基本台帳システムは中間サーバーを使用しており、国に対し、交付金を支払っている。

〔地域おこし協力隊員報酬〕

▽松倉委員 令和2年度の地域おこし協力隊員全体の雇用数と予算額及び役割は。

▼企画財政課長 現在、農業支

援、健康寿命関係、福祉関係で各1名ずつ、観光振興で3名、計6名の隊員が業務に従事しており、令和2年度の予算総額は1573万3千円。

▽松倉委員 協力隊員は今後も増やしていく予定か。

▼町長 マッチングの問題はあるが、積極的に入れていきたいと考えている。

〔結婚祝い金〕

▽松倉委員 結婚祝い金はどういう方が、どのように受け取ることができるのか。

▼総務課長 町内に住居を有し居住している者で婚姻した者、婚姻後3年以上居住を確約した者、町税等の滞納がない者。

過去の実績は、平成28年に結婚祝い金4件、祝賀会1件、29年は結婚祝い金8件、30年は結婚祝い金12件、祝賀会1件で令和元年度は結婚祝金が現在16件となっており、令和2年4月1日から結婚祝金を5万円としたい。

▼松倉委員 文化センターで祝賀会を開催した場合、会場使用料と白布代金で結婚祝金が消えてしまうので、会場使用料なども無償や減額等できないか。

▼町長 町内で開催してくれるのであれば検討してみたい。最近なかなか町内で開催してくれない、オーベルジュまじけもあるので町内で開催して欲しい。

【結婚支援事業補助金】

▼松倉委員 どのような事業を行うのか、具体的な事業プランはあるか。

▼総務課長 増毛町新婚新生活支援事業補助金として、個人に補助するもので、夫婦とも婚姻日の年齢が34歳以下で前年度の世帯所得が340万円未満としており、住宅の賃貸費用、新規の住宅取得費用、結婚に伴う引越し費用などが対象で上限は20万円。

【花いっぱい運動委託料】

▼松倉委員 委託先と昨年の実績、委託先の来年度の事業は。

▼町民課長 委託先は、生きがい活動事業団で令和元年度の実績は196万6333円。

花いっぱい運動のほか、委託先へ委託しているものは、各団地の草刈り、桜の管理、町有施設等の草刈り等で、総額137万9千円。

【高齢者運転免許証自主返納支援金】

▼松倉委員 毎年50万円の予算計上があるが、昨年の返納実績人数は。

▼町民課長 免許返納者は、平成30年度20名、令和元年度は2月6日現在で25名。

【財産管理費 修繕料】

▼菅原委員 修繕料として141万5千円の予算計上があるが、修繕の対象はどこか。

▼企画財政課長 ホテルと職員住宅等の修繕が131万円、残りは教育委員会所管の旧学校と旧社会教育施設等の修繕。

【老人ホーム建設費】

▼小田委員 明和園懇話会での議論により、運営形態を社会福祉協議会へ移管する方向で協議を進めるとのことだが、懇話会の議論について説明を。

▼明和園長 明和園の経営状況の確認や他施設の入所者の状況、職員数の比較等を行い、経営形態については、直営の継続や業務委託、全面委託について、メリット、デメリットの検証を行い、管内の経営委託等の状況を参考に検討した結果、社会福祉協議会へ移管する方向で協議を進めるということにした。

▼小田委員 現在協議中と思われるが、詳細等についていつ頃議会に示されるか。

▼町長 現在、社会福祉協議会の会長との打ち合わせ会議の中で、口頭で良い返事をいただいている段階であり、今後具体的な協議を進めるので現段階でいつ報告できるかは答えられない。

令和2年度 増毛町各会計当初予算額			
<一般会計等>		<企業会計>	
一般会計	50億7,600万円	水道事業会計	2億2,403万4千円
国民健康保険特別会計	5億3,620万円	簡易水道事業会計	2,739万1千円
観光施設事業特別会計	5,600万円	公共下水道事業会計	2億6,258万9千円
診療所事業特別会計	2億7,360万円	砕石事業会計	3億2,974万9千円
介護保険特別会計	9億4,330万円	【4企業会計合計】	8億4,376万3千円
後期高齢者医療特別会計	9,200万円	一般会計等及び企業会計合わせ 総額 78億3,766万3千円 (※前年当初予算比 +12.66%)	
港湾整備事業特別会計	1,680万円		
【7会計合計】	69億9,390万円		

※前年(令和元年)当初予算は町長選挙に伴う骨格予算であり、政策予算を盛り込んだ6月補正予算後の予算額との比較では+1.59%となります。

【子ども医療費助成金】

▽松倉委員 前年度より60万円増額している理由は。

▼町民課長 令和元年度は6月補正予算にて4月までさかのぼり、対象を高校生まで拡大し、予算措置したため当初予算との差額が出ている。

【不妊治療助成金】

▽松倉委員 前年度の支出実績は、また、不妊治療を希望する方へは可能な限り対応するか。

▼福祉厚生課長 43万6千円となっている。希望者へは可能な限り補助要綱に基づき対応する。

【ら・さんてサポーター報酬】

▽松倉委員 ら・さんてサポーターの活動内容は、また、報酬の支払い方法は。

▼町民課長 現在11名おり、主に健康作り教室と、ら・さんての運営や指導の補助をしている。報酬は時給制で、稼働の実績により支払いしている。

▽小田委員 ら・さんてサポーターは11名で足りているのか。

▼町民課長 現在新たに第3期生として、2名の方が受講中なので受講が終わったら、13名でローテーションを組む。現在も円滑に回っている状態であり、担当課では15名程度を目安と考えている。

【環境保全対策事業補助金】

▽西山委員 信砂地区に最終処分場が建設されたことに伴い、毎年50万円補助することになったと思うが、実際、信砂に何年払うことになっているのか。寿命が伸びた場合には再度交渉するのか、引き続き支出するのか。

▼町民課長 15年間交付することとしており、平成25年から令和9年までとなる。

▼町長 その後については、留萌南部衛生組合の中で、どういった業務が生まれるのか等、判断が必要な状況となるので、現時点で答えられない。

【妊婦検診助成金、出産準備金】

▽大井委員 平成30年度の実績は。

▼総務課長 平成30年度の実績は16名で、令和元年度は26名の予定、令和2年度は23名を予定している。

【葬苑管理委託料】

▽大井委員 管理はどのような内容か、委託された方は毎日通っているのか。

▼町民課長 火葬業務、施設内の保全管理、敷地内の環境整備を1名の者が行っており、月に概ね10日程度勤務している。

【国民健康保険税】

▽西山委員 現年度分、滞納繰越分の予算計上はどのように算定しているか。

▼町民課長 現年度分の課税については、令和2年度の調定見込額に収納率を97%として算出しており、滞納繰越分は前年度に実際に徴収した実績額を予算額としている。

【岩尾温泉】

▽大井委員 現在のコロナウイルス対策の状況下で、4月1日

オープンは可能か。

▼商工観光課長 現段階では通常通り営業する準備を進めており、コロナウイルス等の緊急事態宣言等があり、状況が変われば、防災無線等で即周知をするなど対応はできる。

▽小田委員 公衆浴場は湿度が高く、コロナの感染率が基本的に少なく、感染するとしたら脱衣場の衛生面だと私は捉えているが、やるやらないの基準が決まっていたら教えてほしい。

▼町長 脱衣所等をしつかり清掃、消毒等行い進めるが、増毛町で感染者が出た場合については、その時判断するが、保健所の指導に従って進めなければならないと思っている。

【スキー場】

▽菅原委員 今年、小雪やコロナウイルスの影響などの要因で、スキー場のリフトの回数券を使いこなせず、大量に回数券を残した人達がたくさんいると思うので、今年度残った分を来年使うことはできないか。

▼町長 2月29日、3月1日は北海道の非常事態宣言を受けて急遽中止にした。今までは回数券を翌年に繰越す事例はなく、

今年度はすでにスキー場を閉鎖したので、捨ててしまった人もいると思う。

▼副町長 大人の回数券については救済を今のところ考えていないが、コロナウイルスの影響で子どもは学校が閉鎖され、屋外へ出られなかった部分があるので、今シーズンでの補填は難しいが、来シーズンの初めに何か検討できればと思っているが、全て救済できるかはこれから検討したいと思う。

▽合羽井委員 シーズン券だが、今年のように、オープンが2週間遅くなった時点で割りきも考えられないのか、また、シニア券の11回券がない理由は。

▼町長 スキー場のオープンが遅れたのは過去にもあり、シーズン券は今までも買う時にデメリットを踏まえた上で本人が希望して買っているわけなので、問題ないと思っている。シニア

券の回数券については検討させていた、だきたい。

【診療報酬収入】

▽大井委員 診療報酬収入が前年度より増えているが、要因は今年度からの2名医師体制か。

▼診療所事務長 医師2名体制による休診の解消、乳幼児検診の対応、午後診療枠の検討等により、収入増を見込み予算計上している。

【診療所人件費】

▽大井委員 それぞれの人数を部署別に伺いたい。

▼診療所事務長 職員給は医師2名、看護師7名、事務3名の計12名分。会計年度任用職員報酬分は看護師1名、看護助手5名、栄養士1名、調理員3名、事務1名、宿日直職員3名などの計15名分。

【介護保険料】

▽西山委員 保険料の見直しは3年に1度となっているが、次の改正はいつか。

▼福祉厚生課長 令和2年度の運営協議会の中で議論の上決定し、令和3年度からの改正となる。

【包括的支援事業】

▽小田委員 令和2年度が計画の最終年度となる高齢者福祉計画、介護保険事業計画における課題と成果は。

▼福祉厚生課長

介護の金額は年々高くなると考えており、ボランティア活動による支え合い、助け合いに力を置いて展開していきたい。本年度、地域包括支援センターの方に配置した生活支援コーディネーターを核に有償ボランティア等を展開する。

▼町長 合わせて健康づくり事業を地道に進めていかなければならないと考えている。

【砕石事業】

▽菅原委員 切込砕石、篩砕石、割石砕石それぞれの在庫の数量は。

▼企業課長 2月末時点で、切

込砕石約17458立方メートル、篩砕石約8821立方メートル、割石約34839立方メートル。

▽菅原委員 在庫があるにも関わらず、販売見込み量を超える生産数量を見込んでいるが、これでは在庫がどんどん増えていくのではないか。

▼企業課長 令和2年度の需要を調査し見込んでいます。販売している以上、在庫がなく販売できない事態を避けるため、多少の在庫は必要と考えています。



～ 活発な質疑を経て原案どおり決定された令和2年度予算案 ～

行政報告

令和2年第1回定例会では、町長から3点について報告がありました。



町長 要約して
町民の皆様
にお知らせ
します。

昨年12月、中国・武漢市で発生した、新型コロナウイルス感染症が全世界に広がり、日本国内では、北海道の感染者も多く報告されています。

知事は、非常事態宣言を発令し、感染防止を呼びかけていますが、増毛町においても、2月26日、対策本部を設置し、感染防止対策を実施しています。

各種会議、催し物の延期・中止とした緊急の対応について、ご理解とご協力をお願いします。一刻も早い収束を願っています。

① 増毛町まちづくりプランの策定について

平成22年に策定した、第5期の増毛町まちづくりプランと27年に策定した増毛町総合戦略とともに、令和元年度が最終年となることから、2年度から5年間の計画として、新まちづくりプランに総合戦略を組み込んで一体として策定します。

構成は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」とし、施策の内容で重要業績評価指標であるKPIを設定します。

「自然の恵みを活かすまちづくり」、「元気で長生きできるまちづくり」、「安心安全に暮らせるまちづくり」、「豊かな心と文化を育むまちづくり」、「町民が主人公のまちづくり」の5つのまちづくりの基本目標を設定しています。

人口減少と年齢構成の変化に対応し、財政の均衡を図り、基本テーマの「誰もが住みたい・住み続けたい ふるさと増毛をめざして」を実現するため、各施策を展開していきます。

② 町制施行120周年、国定公園指定30周年について

令和2年は、明治33年に町制が施行されて120周年の節目の年となります。

記念事業として、増毛町表彰式・記念式典を11月3日に開催のほか、元陣屋企画展、大漁旗観覧会、植樹祭、芸術鑑賞会、フルーツの里ましけPR、観光港まつり、ぞうきん掛け選手権、ましけラン2020、NHKラジオ体操会公開放送を予定していますので、多くの町民の皆様に参加をお願いします。

また、令和2年は、平成2年に暑寒別道立自然公園と天売焼尻道立自然公園が暑寒別天売焼尻国定公園に指定されて30周年となります。

登山標識の老朽化が激しいため、国定公園指定30周年を機に暑寒ルートの登山標識の更新を進めたいと考えています。

今後も、国定公園にふさわしい施設整備や改良を図り、暑寒別岳周辺の美しい自然環境を守っていきます。

③ 町民の健康づくりについて

高齢化が進む本町において、町民の健康寿命を延ばす事が必要と考え、平成27年度より、高血圧対策を中心に据え、保健師の増員、特定健診受診率の向上、「ら・さんて」の開設と運動教室の実施、増毛醬油による血圧課題の啓発、健康ポイントによる健康増進事業への参加促進など着実に事業を進めています。

事業の成果として、国保加入者の医療費が、27年度は道内で30番目に高い状態でしたが、30年度は道内65番目までに抑えています。

また、65歳から74歳の前期高齢者の介護については、要介護認定になる町民を27年度から令和元年度までに3割減少させています。

数字として結果に表れてきているのも、特定健診の実施率向上による、町民の健康状況の把握を基礎とした、根拠ある保健指導、健康づくりを進めてきたためであり、今後とも町民皆様のご協力をお願いします。

一般質問 ズバリ 町政のここが聞きたい!!



今回の第1回定例会の一般質問は、本会議2日目の18日に行われ、7名の議員が12項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年4回の定例会で一般質問をすることができます。

(参考：全国町村議会議長会議員必携より)



小田 緑 議員

- (1) 老朽化した水道設備の更新について
- (2) 障がい者施策について
- (3) 新型コロナウイルス対策について



酒井 倫明 議員

- (4) 交通手段の確保について



上野 剛 議員

- (5) 旧駅舎について



松倉 清道 議員

- (6) 防犯対策と地域安全活動の推進、防犯カメラの計画的な設置について



合羽井 達男 議員

- (7) 危機管理体制機能の充実について



大井 紀美恵 議員

- (8) 災害予防・防災力の意識向上等について
- (9) コミュニティスクール(学校運営協議会)の導入等について
- (10) 新型コロナウイルス感染予防に伴う支援・対策等について



川島 優 議員

- (11) 会計年度任用職員について
- (12) 外国人技能実習生について

老朽化した水道設備の更新について

小田議員①

Q 増毛町の水道管は大丈夫なのか

A 漏水の発生がないため、近々に敷設替えする予定はない



○小田議員

水道管路の法定耐用年数は40年といわれているが、全国的には管

路更新が進んでおらず、道においても、13・4%が法定耐用年数を越えている。当町の水道管は大丈夫なのか、今後管路の更新に伴い大幅な水道料金の値上げがあるのではないかなど、心配の声が町民から聞かれる。(1)当町の水道管路更新の取組状況は。(2)漏水の状況は。(3)水道事業の収支バランスの見込みや水道料金への波及は。(4)将来的な耐震化の取組は。

(5)広域化などの取組は。

○町長

(1)現在、当町で法定耐用年数40年以上を経過している管路は、管別から含熊までの延長約5kmだ。ただし、この管路については漏水の発生がないため、近々に敷設替えの予定はない。(2)直近の5年間のデータでは、平成27年度14件、28年度8件、29年度7件、30年度11件、令和元年度12件で、適宜漏水調査を行っており、大規模な漏水は発生していない。

(3)消費税増税の影響や、人口減少による収益の減少傾向は見られるが、おおむね収支のバランスは取れていると考えており、水道料金は町民生活への影響が大きいことから、当面値上げを行う考えはない。(4)敷設替えを行ったときは耐震化に対応した管路にすることが義務づけられていることから、敷設替時に耐震化を実施する予定。(5)現在、道が主体となり水道広域化推進プランを策定している

障がい者施策について

小田議員②

Q 介護保険認定審査会の認定までに困った事例は

A 困った事例はなかった

○小田議員

(1)障がい福祉サービスの利用実績、前年度と比較しての増減は。(2)基盤整備、ニーズに応じたサービスの創出は。(3)障がい福祉サービスのスムーズな開始について、認定審査会の頻度、1回あたりの審査件数はどのくらいか。また、認定までサービスが使えずに困った事例はないか。

○町長

(1)障がい者自立支援給付費は、

最中であり、素案を基に各地域で検討会議を行い、令和4年度末までに策定される予定で、事務レベルでは留萌市と広域化について協議している。

平成30年度生活全般に係る介護給付費は約6800万円、就労などの訓練給付費は約5300万円、相談支援給付費は約153万円。令和元年度介護給付費は約7800万円、訓練給付費は約6100万円、相談支援給付費は約132万円となっている。

障がい児施設通所給付費は30年度、障がい児通所給付費約516万円、障がい児相談支援給付費約52万円、元年度障がい児通所給付費約562万円、障がい児相談支援給付費約56万円。利用件数は1181件で直近で59名、給付費はトータルで前年度比プラス約15%、30年度日常生活用具120万円、元年度111万円、移動支援の利用は前年度、今年度はなかった。(2)障がい福祉サービスに関する相談全般は、今年度、39件受けている。また、地域生活支援事業実施要綱に定めていない日常生活用具の給付対象品目を増やすよう求める要望が1件ある。これには関係機関への問い合わせ

せやメーカーへの導入事例の照会をしているが、今後も南部自立支援協議会の中で、導入について検証を進めていきたい。

当町が相談業務等委託をしている基幹相談支援センターへの30年度相談件数は50件で、主に生活全般についての内容である。留萌南部自立支援協議会での検討内容については、地域生活支援拠点の整備、研修会・勉強会への開催内容の説明や、参加者の意見・要望、他市町村の事例報告など。まち部会では個別ケース8件の対応協議を重ねていて、30年度は協議会2回、運営会議2回、まち部会4回を開催している。

(3)障がい者区分認定審査会は年に6回実施し、30年度は3市町で58件審査をして、うち当町は4件となっており、今後も遅延しないよう進めていく。

事前の区分認定がなくても利用できる就労支援などのサービスは訪問調査を行い、困った事例はなかったと認識している。

○小田議員

障がい者は少数であるために基盤整備に困難があるのではないかと思う。小規模自治体ではすでにある高齢者向けサービスを障がい者も共用できるように工夫したり、既存の介護保険サービスを共生型サービスとして整備し、柔軟に対応していくべきではないか。

○町長

全国の事例を参考にしながら進めていくことは必要であると思うが、実際、どう導入しているかは担当に調査・検討させてみたいと思っている。



新型コロナウイルス対策について

小田議員③

Q 休校による児童生徒のストレスや学力の遅れへの対応は
A おおむね国と道の指
導に従って実施して
いる

○小田議員

(1)①新型インフルエンザBCP(業務継続計画)は、今回のコロナウイルス対応にも当てはまるものが多いと思う。町村での策定済割合は、1割程度となっているが、当町の策定状況は。また、災害時・感染症の部分を一括で策定できないか。
②当町の施設や学校、認定こども園などの現状の取組は。
③中断中の対応と、今後の再開のめどは。
④事業の中断・再開の根拠を検証可能にするため、情報公開が必要だと思うが、町ホームページ上でまとまった情報発信ができないか。

(2)マスクや消毒薬等、感染予防のため、当町の備蓄はどの程度あるのか。また、町内の介護事業所での不足状況はどうか、町で配布できるものはあるか。
(3)地震などの災害時にも避難所の感染予防策は重要で、今後の防災訓練時には「感染予防」の視点も入れてはどうか。
(4)PCR(より高度な検査)検査に医療保険が適用となったが無保険者のために検査が遅れることはあつてはならないので、対象者には短期被保険者証を速やかに発行すべきでは。
(5)緊急事態宣言後、町内の飲食店や商店、燃料店などの商工業、一次産業、加工業は急激な売上減少に見舞われている。国は無利子無担保の融資を打ち出し、一部商工会議所では利子補填を始めているが、当町においても早急に実態を把握し、町独自の支援策を講じるべきと考えるが。

○町長

(1)当町では、新型インフルエンザ等に関する業務継続計画は策定できていない。今後、国の指

導や他自治体の動向を見ながら検討したい。

感染対策の取組として、職員は出勤前に体温を測定し、発熱が認められた場合は、臨時職員も含め特別休暇を取得するように指示している。マスクやアルコール消毒薬などが不足する中、手洗いを中心に消毒対策を徹底させ、不要不急の外出を控えることも合わせて指示している。

施設の管理面では、換気口の調整や必要に応じて常時換気扇を使用すること、次亜塩素酸ナトリウムを使用し、拭き掃除を行うことなど、道が示している予防対策指針に沿った取組をしている。

集団対応の事業は、知事の緊急事態宣言を受け、事業全般の中止や延期の対策をとっている。再開の目処は、日時を明確に示すことは非常に困難な状況である。中止や再開の情報公開は、防災無線や町ホームページにおいて、各課で周知を行っているが、まとまった情報発信も必要と考え、福祉厚生課の新型コロナ

ウイルス感染症対策のページに施設、事業の中止等を先週から掲載しているの、町民にも見てほしい。

(2) マスクや消毒薬等は、町から配布できる備蓄はない。診療所や消防、明和園では、各部署で使用する分の備蓄はしている。

町内の介護施設等では、消毒薬はある程度の流通が見込まれているので、対応できているとのことだが、確保は依然として不安定な状況であり、紙マスクも施設として在庫がなく、ガーゼや布で作ったり、ペーパータオル等を活用したものの、再利用し



～ 町民のご厚意により子供たちに届けられた手作りマスク～

たものなどで対応しており、その他の施設においても同様と聞いている。

今後は、防災対策の備蓄品の一つに紙マスクやペーパータオル、アルコール消毒薬等の感染対策物資の備蓄も検討する必要があると認識している。

(3) 災害時に避難所での感染予防策として、先日、道から避難所における新型コロナウイルス対応について、消毒薬やマスクの使用による感染防止措置や避難所内の換気などの留意事項がきているので、これらを取り入れて行う必要があると思う。

(4) 国民皆保険制度において、無保険者は原則いないと思っっているが、無資格証明書を発行している方が受診する場合には、短期被保険者証を発行したい。

(5) 町内飲食店において、宴会等の予約キャンセルが相当数になっっている状況は把握している。国や道が緊急対応融資を実施しているの、町独自の支援は現在のところ考えていないが、今後の情勢を注視しながら関係団

体や金融機関との連携を図りたい。

○小田議員

当町では感染者が出ていない中で、児童・生徒や幼児・乳幼児が集まる施設によって対応が異なるなど、全体的に整合性が取れていないと思う。休校になったことで、児童生徒のストレスや学力の遅れを心配する声が上がっているが、どのように対応してきたのか。

○総務学校課長

小中学校は、春休みの前日まで休校している状態で、認定こども園は、手指の消毒や検温など感染防止の取組を行った上で、開園している状況で、平常時から感染予防対策は実施しているが、さらに清掃、消毒を強化している。

学童保育は3月5日から再開しており、座席の間隔を確保する等、感染予防に努めている。休校中の取組は、3月13日から週1回1時間程度、各学年分けた形で分散登校を実施している。

○町長

休校時の対応は、おおむね国と道の指導に従い実施している。

交通手段の確保について

Q 新たな交通手段を含め将来に向けた調査研究は

A 高齢者の足を守る観点からも将来に向けて検討する

○酒井議員



昨年10月末で、町内からタクシー会社が撤退し、11月からは留萌市内に営業所を置く別の会社が、午前中から夕方までタクシー1台を町内に常駐させている。

(1) 運行する会社が変わって最初の1か月は、約400回の運行で40万円相当の売上とのことだったが、4か月半が過ぎた現

在の状況を把握しているか。

(2) 運行会社から年間220万円の運営経費の援助を要望され、新年度分も地域交通確保事業補助金220万円の予算を計上しており、当初の予想どおりに推移していると考えているのか。

(3) これからも事業者への支援を、このまま続けていく考えなのか。

(4) バス運行では平均乗車密度係数5・0を確保しなければ、国や道からの補助が受けられなくなる。人口が減少する反面、高齢者の運転免許自主返納支援事業で利用者が増える要素もあつたと思うが、乗車状況の変化はあるか。

(5) 当町を経由する札幌への都市間バスは、現在、朝の1本のみだが、「もう1本あると便利」との町民からの声があるが、バス会社に要望する考えはあるか。

(6) 交通機関が十分ではない自治体で行っているデマンドバスやコミュニティバス、ライドシェアなど、交通手段の確保に向けて、研究・検討を進めていく必要があると思うが。

○町長

(1) 運行開始以来、年末年始をまたいだこともあり、回数及び金額は増加していたが、本年2月は共に減っている状況だ。事業者によると、例年2月は他地域でも少ない状況であり、前年度との比較もできないことから、推移を見守りたい。

(2) 事業者から特段の申し入れ等もないことから、円滑に推移していると考えている。

(3) 地域の重要な移動手段なので、事業者への支援は、今後も継続していく。



～ 午前から夕方まで町内に常駐するタクシー ～

(4) 「留萌別荘線」は、前年度11万1218人に対し、今年度は11万903人で、315人、0.28%の減、「別荘冬線」は前年度287人に対し、今年度は173人で114人、38.41%の減となっている。平成29年度に両路線で一時増加したが、4年前と比較すると、「留萌別荘線」は横ばい、「別荘冬線」は減少傾向にある。

(5) 平成29年8月に増毛経由便の増便を要望しているが、まずまず人口が減少していく中、赤字の増大が予想されるため、増便はできないとの回答を得ている。

(6) 現在、路線バスを運行している中で、バス事業者への配慮も必要と思われるが、今後、将来的には新たな交通手段の確保も必要になると思うので、調査・研究を進める必要がある。

○酒井議員

運転免許自主返納支援事業により、免許返納者の数は徐々に増えてきたと思う。タクシー会社が変わった前後で返納者数に変動はあったか。

○町民課長

○町民課長
昨年の11月当時の増減では、
特段その時期に増えたという状
況はなく、例年は年度末に集中
することが多く、今年度は3月
に入り結構増えている。

○酒井議員

○酒井議員
昨年の第4回定例会では、町
内のバス会社に運行を打診した
が難しいとの返答があったが、
その後、バス会社とのやりとり
はないのか。

○町長

○町長
留萌のタクシー会社に打診す
る前に、最初に町内のスクール
バスを運行している会社に打診
したが断わられたため、その後
町から話はしていない。

○酒井議員

○酒井議員
先のことを考えた場合に、町
内のバス会社と今後について、
協議することは考えられるか。

○町長

○町長
昨年11月に町から、留萌のタ
クシー会社に運行をお願いした
経緯があり、とにかく1、2年
やってみて、どのような弊害や
苦情が出てくるかなど状況を確

認していく。

○酒井議員

○酒井議員
町内のバス会社では、10月半
ば頃の話で余りにも時間が無く
断ったが、準備期間や町の支援
があればできなくもなかったと
いう話があったと聞いている。

現在、運行している会社がある
ので、今すぐにはならないと
思うが、選択肢の中の一つとし
て、考えても良いと思うが。

○町長

○町長
2週間前に撤退を言われたこ
とで非常に驚いて対応策を練つ
た。現在、留萌のタクシー会社
が運行しているので、将来に向
けて検討していくということど
理解してほしい。

○酒井議員

○酒井議員
バスも、今後状況が好転する
ことは考えづらく、今後ますま
す利便性が下がることも想定で
きるので、今のうちから調査研
究を進めてもらいたい。

○町長

○町長
国、道補助対象路線は留萌管
内で7つ、市町村単独補助路線
も7つ、別荘、雄冬線が一つあ

り毎年、町で約700万円ほど
補助している状況だ。

留萌別荘線は、国、道の補助
金が約820万円位で、平均乗
車率が5・0を下回ると、便数
を減らし、5・0を確保しなけ
ればならない状況にある。

高齢者の足を守る観点からも、
この事業を進め、研究していく
ので理解してほしい。

この事業を進め、研究していく

旧駅舎について

上野議員

Q 旧駅舎は「町のラン
ドマーク」になつて
いるか

A ランドマークとしての
役割は果たしている



○上野議員

○上野議員
増毛駅再生
拠点整備事業
は、平成29年
度に繰越明許
として、90

00万円ほどの事業予算で実施
された事業のようだが、昨年末
観光客から「増毛駅に行つてみ
たら、段ボールが山積みされ、
まるで倉庫のようだった」とク
レームがついたと、町内の店舗
経営者が嘆いていた。

(1) 出店企業との旧駅舎使用契約
内容は、口頭決裁もあるのか。
(2) 観光客から、クレームがつく
ようでは、「町のランドマーク
(歴史的・文化的に価値がある
建造物)としての役割」は果た
せていないのではないか。

(3) 30年4月のアーカイブ記事
(デジタル情報・掲示板)で、「リ
ニューアルした旧駅舎を町民全
体で盛り上げていけたら」との

町民の言葉があったが、旧駅舎
の再生事業は町民の期待に応え
られているか。

(4) 旧駅舎が、「交流拠点、観光
拠点、増毛ブランドの発信基地
としての駅の再生」ということ

であれば、町民課の業務内容に
そぐわなく、明確に観光施設で
あると位置づけ、商工観光課の
担当に移管する考えはないか。



～町のランドマークとしての役割を果たす旧駅舎～

(5)段ボールの山積みなどは論外で、世界各地の現役の駅舎には駅ピアノが設置される事例もあり、ピアノを弾くことを目的に毎日立ち寄る人もいますので、ここを交流拠点と考えるのであれば、是非実現して、雰囲気の良い場所にはどうか。

(6)現在のまちづくりプランに、「農産物や加工品のブランド化」、「漁獲物の地域ブランド化」、「特産品の開発を進め地元ブランド」としての知名度を図る」といった施策があり、令和2年度からの新しい町づくりプランにも「増毛ブランド」について記載

されると思うが、増毛ブランドの発信基地として、旧駅舎をどう活用していく考えなのか。

○町長

増毛駅は28年12月4日のJR留萌本線留萌増毛間の廃線に伴い、95年間の鉄道の駅としての役割を終えている。

増毛駅をJR北海道から町が譲り受け、29年10月より駅舎を開業当時の大きさに復元し、駅舎内をリーススペースとして使い勝手を良くする工事を行い、30年4月に当町の玄関口として再生させた。駅舎の改修は、国の拠点整備交付金事業を活用し、増毛駅再生拠点整備事業、「鉄道廃線の増毛駅舎を活用した地域ブランド形成プロジェクト」として実施して、「増毛駅舎の増築と広場整備」をはじめとして、「増毛駅のシンボル化事業」、「地域ブランド形成プロジェクト」、「駅前通りの賑やかし事業」等を合わせて行っている。プロジェクト全体の経費は8955万円で、駅舎改修等の費用額は7678万円となっている。

(1)現在、駅舎には、海産物を取り扱う店舗が1店出店している。廃線前からJR北海道と賃貸借契約を締結していたので、29年4月に従前の契約を踏襲する形で当町と建物賃貸借契約を書面により締結し使用している。

昨年末にダンボールが山積み状態にあったと、事業者より説明を受けているので、改めるよう指導する。

(2)JR廃線後も、鉄道の歴史として残し活用を図っている。町民に幅広く活用され、観光客にも受け入れられているので、歴史を大切にして、食を生かしたまちづくりに、ランドマークとしての役割は大いに果たせていると思っている。

(3)オープニングセレモニーでは、100人テープカットなどのシーンが全国ニュース等多くのテレビ番組でも中継され、また、駅祭、ミニイベントの開催、休憩、展示スペースなど、町民にも幅広く活用されており、期待に応えられていると考えている。

(4)駅舎建物の管理は町民課、駅

舎周辺敷地の利活用は商工観光課が所管し、統括を企画財政課が行い、それぞれ必要に応じて連携し、観光拠点としての弊害は発生しておらず、担当課の移管については、現在のところは考えていない。

(5)駅舎内のピアノ設置について検討したが設置はしない。

(6)水産物、加工品に関して「増毛ブランド」を築き上げていくことは、まちづくりプランにも記載しているとおり、重要な施策だと認識しており、今後も各産業団体と協力して継続していく。

○上野議員

29年に賃貸借契約を書面により結んでいるということだが、これは有償か、無償の賃貸借契約か。

○町民課長

有償の賃貸借契約である。

○上野議員

駅舎の中は広いリーススペースになっているだけで、特別歴史を伝えるような展示や、活用の仕方はしていないと思うが。



○町長

建物自体の魅力、写真等も展示しているし、ある程度の展示スペースはあるので、十分応えられていると思うている。

○上野議員

年末の段ボール山積みに関しては、一つの課が担当であれば、事前に早い対応ができたのではないか。

○町長

商工観光課がやって、改善されるのかとなるとならないと思う。かえって、多くの課で管理した方が、実際良くなると思っている。

防犯対策と地域安全活動の推進、防犯カメラの計画的な設置について

松倉議員

Q 防犯カメラの設置を推進しては

A 防犯協会と相談し計画的に進めていく



○松倉議員

「令和2年度町政執行方針」3、安心安全に暮らせる町づくり、

消防・防災・交通安全・防犯の項目において「町内に防犯カメラを計画的に設置し、事件事故等の早期解決と犯罪への抑止力を高める」と示されている。

当町の現状を踏まえ、計画的に適切かつ効果的な防犯カメラの設置についての考えは。

- (1) 現在、防犯カメラを設置している箇所と台数は。
- (2) 撮影画像データ等の管理方法

は。

- (3) 今後計画的に防犯カメラの設置を予定している箇所と台数は。
- (4) 設置の目的と効果は。
- (5) 防犯カメラを運用するため、データの取り扱いやプライバシー保護の観点等に対応するルール作りはされているのか。

○町長

- (1) 現在、防犯協会と協力して児童生徒の通学路となっている旧石塚商店に1台、増毛小学校前の高砂通の防災無線屋外拡声器の支柱に2台、その他、観光案内所に2台と認定こども園、小学校、中学校に各1台設置している。また、その他、密漁等の監視を目的に増毛漁業協同組合と協力して、増毛港に13台、町内の各漁港や船揚場に19台、計32台設置している。
- (2) データの保存場所は、有人または施錠されており、更に閲覧の際はパスワードによって管理され、担当職員のみ保存データを開くことができるようになっている。

- (3) 長期的な計画はないが、令和

2年度も、町及び防犯協会の予算の範囲内において1〜2台の設置を予定しており、設置箇所については、今後、防犯協会や建物の所有者等と協議しながら検討していく。

- (4) 全国的に児童生徒が登下校中に犯罪に巻き込まれたという報道が多数見受けられ、犯罪の未然防止と抑止、また、万が一犯罪等が発生した場合の早期解決に向けた取組として設置しており、防犯カメラがあらゆる事件や事故の解決において、その効果を発揮し、犯罪の抑止に繋がっていると考える。

- (5) ルールは特に定めていないが、データについては、事件・事故等が発生し警察からの申し出があった時のみ、担当職員立ち会いのもとパスワード入力によりデータを開くことにしており、通常、警察からの要請がない限りデータを閲覧することはなく、プライバシーへの配慮についても、防犯カメラ設置前に近隣住民一軒一軒を訪問し、設置の説明と同意を得ている。



～ 町内・各港など 32 箇所に設置されている防犯カメラ ～

○松倉議員

今後計画的に3年度以降も整備を進めていくという捉えでよいか。

○町長

防犯協会と相談し、計画的に進めていきたいと考えている。

危機管理体制機能の充実に
ついて

Q 危機管理専門職の配置は

合羽井議員

A 配置に向けて検討している

○合羽井議員



各地で災害が頻発、激甚化している。日頃より科学的なリスク評価を用い、こ

れに基づく対策を判断、意思決定するシステムを構築、機能させることが大事だと思いが、(1)危機管理専門職の職員配置はできるか。

(2)今年の全町防災訓練はどのようなことを考えているか。また、自主防災組織のフォローアップ(すでに行ったことを再確認する)は行っているか。
(3)津波、洪水、土砂災害などのハザードマップの見直しを検討

しているか。

(4)公共建築物の長寿命化計画は行っているか。

(5)明和園建て替え時に避難場所などの防災機能を併設できるか。

○町長

(1)配置に向けて検討している段階で、自衛隊の地域支援センターから、危機管理専門職について近日中に詳しく聞きたいと考えている。

(2)例年と同様の体制で行う予定で、これから内容を協議する。

自主防災組織の設立や運営について、相談があれば資料や情報を提供する。

(3)津波については平成29年2月に公表された北海道日本海沿岸津波浸水想定に基づきハザードマップを策定しているので、新たな想定が発表された場合に見直したい。洪水については「洪水予報河川」、「水位周知河川」に入っていないが、国土交通省が作成支援に乗り出すとしているので新たに指定されたら作成したい。土砂災害は、指定区域の住民には文書や図面を配布して

いる。新たに住民に被害が及ぶ地域が出てきたらハザードマップを作成したい。

(4)計画は作成していないが文化センターはすでに耐震化を行っており、今後も維持補修に努める。役場本庁舎は29年の耐震診断で大規模震災の対応が難しいとされているので、建て替えを含めた議論を進める必要があると思っている。消防庁舎についても改築などに向けて検討する。

(5)明和園は引き続き福祉避難所に指定する予定。

○合羽井議員

消防の退職者を含めて任用できるか。

○町長

消防の退職者も考慮に入れて進めていきたい。

○合羽井議員

全町防災訓練に職員はどのような形で訓練に参加しているか。また、自主防災組織は何組織あるか。

○総務課長

一昨年、昨年は土日というところで時間外の関係もあり、お



～ 防災拠点となる役場・消防署の建て替えも検討を～

むね8割程度の職員が参加した。自主防災組織は7組織8自治会となっている。

○合羽井議員

去年の台風19号、20号では河川ではなく側溝等があふれた箇所が非常に多かったため、国土交通省から内水ハザードマップも作るよう指示が来ていると思うが。

○町長

国土交通省が信砂、暑寒別川の洪水時の浸水想定区域図の作成支援に乗り出すとのことなので、道が策定してから、当町も策定したい。

○合羽井議員

防災の拠点となる役場に何かあると、災害時にどうしようもなくなくなるので早急に役場の建設をお願いしたいが。

○町長

将来は建て替える必要はないかと思っている。消防と役場を一体で建てるのか、別々かなども計画的に検討したい。

災害予防・防災力の意識向上等について

大井議員①

Q 地域担当者制度は来年度も継続するのか

A 今後も継続していく

○大井議員



当町は、今年2月に地域防災計画にあるBCP計画（業務継続計画）、国土強

靱化計画である地域強靱化計画を策定した。

(1)BCP計画の項目に、「想定される災害と被害想定」があり、「各種災害が発生する場面としては、交通事情が悪化する冬期間、しかも平日の深夜帯（午前0時から早朝4時頃の間）を想定して対応策を検討する」とある。当町の一時避難場所や避難所は、阿分から雄冬まで8地域あるが、冬期間そこに行く途中までしか除雪されていない所がある。実際、冬に災害が発生した場合、どのように避難場所へ行ったら良いのか。

また、冬期間の災害訓練や暖房の確保、発電機の点検等と共に普段から災害に備えて、万全を尽くすべきではないか。

(2)平成27年度には、4つの自主防災組織が設立されているとのことだったが、その後増加しているのか。設立に関する計画を見ると、設立の促進を図るため助成金制度を創設し、活動の環境を整備するとあり、助成金制度の世帯数割額として、自主防

災組織加入世帯数に100円を乗じた額とあるが、どのような考えで出されたのか。

(3)地域担当者制度の任期は、31年1月1日から令和2年3月31日までとなっているが、この制度は継続されるのか。各連合自治会に配置して行政とのパイプ役を担い、「協働のまちづくり」を推進するとしている。地区担当リーダーの配属は決まっていたが、自治会での相談や課題、問題への解決等は、どの程度あったか。3月で退職を迎える職員もいるが、今までのノウハウを活かし、地域担当マネージャーやアドバイザーとしてはどうか。

○町長

(1)指定緊急避難場所13か所と指定避難所14か所は、除雪することとしているが、除雪されていない場所等を確認し、冬期間でも避難できるようにしたい。暖房の確保等は、財源の確保ができしだい整備する。

(2)現在、7組織8自治会が自主防災組織を設立している。助成

金制度は2年度からだだが、近隣市町村の状況を調査し、それを参考に決定している。

(3) 町民と行政が共に「協働によるまちづくり」を推進するために行なった制度で、今後も継続していく。制度開始以来、担当の町民課に報告があったのは3件だ。また、地域担当アドバイザーの配置は考えておらず、現行の地域担当者制度を活用したい。

○大井議員

退職して再任用される方を地域担当者に配置できないか。

○町長

地域担当者制度は、連合自治会単位で設定しており、各課長等が行政のパイプ役として担うものなので、再任用職員には課長の相談役程度で、新しい各課長が担っていくことになる。

○大井議員

先日、地震津波の災害に対する心構えとして、防災講話に参加したが、防災士の資格を持つ消防職員がスライドを見ながら解説していた。災害からの教訓



～ 充実した訓練メニューが望まれる防災訓練～

○町長

参考になさしてほしいと思う。

として、自助、共助、公助のほかに、近助というお隣さんと助け合いながらやっていきましようということだったが、防災減災を高めていくためには、何回も勉強したり、訓練したり動くことが大事だと思う。

防災訓練の日に文化センターの大ホールに行つて、並べた防災備品を見るだけではなく、知識のある方に協力いただき、スライドを流すなどはできないか。

コミュニティスクール
(学校運営協議会)の導入等について

大井議員②

Q 設置・導入までの経緯は

A 学校評議員制度から移行する形での設置を決定した

○大井議員

令和2年度教育行政執行方針において、コミュニティスクールを導入することで「地域とともにある学校づくり」を目指していきたい、保護者や地域との信頼関係を深めて地域の人材力を活用しながら、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組んでいくとある。主に3つの機能がある。

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ② 学校運営について、教育委員会または、校長に意見を述べることができる。

③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

これらを踏まえて、

(1) 設置導入の取組について。現代の子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は、複雑化、多様化していると聞く。近年コミュニティスクールを導入する自治体が増加してきており、当町はすでに学校運営協議会の運営をしている。

今回の設置の導入までの経緯などは。

(2) 地域に密着した導入について。地域町民全員が直接関与できるのか。また、個人情報で参加できない町民や、学校と地域町民や保護者との関わりが増えることで、不都合が生じることがあると予想されるが、当町にあったコミュニティスクールを考えていくべきだと思うが。

○教育長

(1) 国が平成16年に、学校と家庭や、学校と地域社会の連携・協力・参画を更に深めることを目

的に制度化された。

全国の学校では「学校評議員制度」、「学校支援地域本部」、「学校関係者評価委員会」など、同じような目的で各地域に即した取組が行われており、導入は、教職員の負担増や委員の不足等もあり、あまり進まない状況にあった。

29年に知事が「総合教育人づくり推進会議」の場で、地域を挙げて人づくりのために「コミュニティスクール」が必要との認識を示し、各教育局に対して議論を深めるよう要請があり、当町でも導入を進める方向で、教育委員会と学校で、研究・協議を進め、学校評議員制度から移行する形での設置を決定し、昨年12月の教育委員会議において「増毛町立学校の学校運営協議会の設置及び運営に関する規則」を制定し、増毛小学校と増毛中学校に、学校運営協議会を設置することとし、令和2年度の運営開始を目指し、各学校で準備を進めている。

(2) 学校運営協議会は、学校運営



～ 学校と地域が力を合わせ子ども達の成長を支える ～

への必要な支援に関して協議する機関として、保護者や地域住民との信頼関係を深め、学校と地域が力を合わせて、子どもたちの成長を支えることが目的であり、組織は10名以内の委員で構成され運営が図られ、保護者・地域住民・学校の運営に資する活動を行う者などの中から学校長が推薦し、教育委員会が任命する。

全町民が直接関わるものではないが、今後、協議会及び委員の依頼等により、学校活動への支援、協力等を町民にお願いすることが考えられる。

また、運営については、国が示した「設置及び運営に関する規則（例）」を参考とし、当町の考えに基づき規則を設定しているの、当町の実際に見合った取組が図られると考えている。

○大井議員

学校運営協議会の委員がそのまま移行するというのであれば、メンバーは同じということか。10名以内とするとなれば、保護者は何名位入れるのか。

○教育長

引き継ぐ方もいると思うが、新たに10名以内の委員に入ってもらおう。



新型コロナウイルス感染症予防に伴う支援・対策等について

大井議員③

Q 新型コロナウイルス対策に伴う支援策は

A まずは国等の融資を優先し、その後町が判断する

○大井議員

WHO（世界保健機関）はパндеミック（感染症や伝染症の世界的流行）であると発表した。道は、「緊急事態宣言」をして、感染予防の1つとして、小・中学校は、2月27日より、3月24日まで休校とした。1か月以上の休みが続く、その間、特に小学生の低学年をお持ちの保護者は、大変な苦労があると想像される。

(1) 学童保育の再開について

現在の受け入れ状況と今後の運営について、他市町村では預かり時間の延長も考慮しているようだが、そのような運営を検

討することはできるか。
 (2)当町の支援・対策等について
 国は、いろいろな分野での支援策を講じている。貸付金に関しては、税金等の非課税者などの返済は猶予する等あるようだ。当町では相談窓口の設置等を考えているか。また、支援・対策等があるのか。

○教育長

(1)2月27日に、内閣総理大臣から、全国一斉に3月2日〜春休み前日までの期間、学校の臨時休業の発表があったが、学童保育については運営の要請だったので、感染予防対策を整え、3月5日より学童保育事業を再開した。

保育時間については、この度の臨時休業中は、学校の長期休業中と同様に「平日は8時30分〜18時まで」、「土曜日は8時30分〜12時まで」としているの、これ以上の時間延長は考えていない。

利用状況については、3月5日から毎日12名前後で推移している。

○町長

(2)新型コロナウイルス感染症自体に対しては福祉厚生課、商工事業への影響については、商工観光課が対応している。

国や道の緊急対応融資等があるので、町独自の経済的支援は現在のところ考えていないが、関係機関と連携を密にし、状況を把握していく。

○大井議員

先日、分散登校があり、先生から、お家で勉強して下さいとプリントをもらい、丸つけはお父さんお母さんにしてもらって下さいと伝えて、子ども達を家に帰したとのこと、低学年であればなんとかできるが、高学年になるとなかなか難しい。今は、情報も簡単に入り、すぐ回答は出てくるが、どうしたら勉強が楽しくできるのかと考えた時に遊び感覚でできるようなプリント等を出してはどうか。

○教育長

家庭学習に対して、この休みで遅れる分の勉強等を中心に課題を一週間ごとに先生も用意で

きる時間がなく、渡すことも出来ない場合もあったので、最初は郵送で全戸に送った。
 今回分散登校日に戻してもらって、その確認は学校でやっている。

中学校も分散登校日に全員の生徒が課題を持ってきて、まとめて先生達が受け取り、次の登校日にまた返すというスタイルでやっている。

これを機に、時間をどう使うか自分で考えて工夫することが必要ではないかと思うので、保護者も一緒に生活習慣を整えるよう取り組んでほしい。



～小中学校とも感染症対策を施行行われた入学式～

○大井議員

国の支援で、雇用調整助成金の特別措置がある。これは働いてる人がもらう助成金だが、これは個人が申請するのではなく、会社がハローワークに申請書類を提出しなければならぬ。休んだ後の申請になるので、1週間、2週間ではできるものではないと思う。

町として、中小企業の特別融資資金貸付金制度を設けていると思うが、個人の飲食店や小さな企業も大変な中で、銀行で借入れする際の枠を広げて、すぐ調達できるようなことはできないのか。

○町長

国でしっかり、無利子無担保の融資をするということなので、まずそちらの方から利用してもらい、その後に判断させてほしい。



会計年度任用職員について

川島議員①

Q 臨時職員が会計年度任用職員に移行されたが、その内容は

A 地方自治法の改正により、制度が創設された

○川島議員



令和2年4月より当町に勤める臨時職員が会計年度任用職員に移

- 行されるが、
- (1) 会計年度任用職員制度の背景と内容は。
- (2) 会計年度任用職員の人数と給与体系と具体的な増加額は。
- (3) 会計年度任用職員となって増加する人件費と国からの予算措置は。
- (4) すべてパートタイム任用職員と聞いており、営利企業の従事等の制限の対象外になるが、土

日や時間外にアルバイトをすることが可能になると思うが。

○町長

- (1) 臨時・非常勤職員に対して不明確であった任用や勤務条件等なっていたため、地方公務員法及び地方自治法の改正により、会計年度任用職員制度が創設され、統一的な取扱いをするよう定められたことで、制度的な基盤が構築されている。

今まで支給することのできなかった期末手当の支給や服務に関する規定について、服務の宣誓や職務上の命令に従う義務のほか、守秘義務等が適用される。

(2) 採用予定人数は198名で、給与体系については、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の給料表を用いることとしており、事務補助員などの初任給については、高校卒は1級1号俸の14万4100円、短大卒は9号俸14万7100円、大学卒は17号俸15万1000円に決定する。中途採用者は、前歴がある場合、採用する職種と同じ職

種に限り前歴換算を行い、号俸を決定する。

○川島議員

道南の鹿部町では、町職員の副業を認める基準を明確にした。これは、基幹産業のホタテや昆布漁の手伝いも想定している。当町職員の副業の基準について定める予定はあるか。

○町長

営利企業の実績等や昨年から先行実施している鹿部町の事例を勘案しながら、副業の基準を検討していく。

種に限り前歴換算を行い、号俸を決定する。

その他、特別な職種の職員は、報酬の限度額を規則で規定し、限度額内で報酬額を決定する。

(3) 約1183万円増加する見込みで、地方交付税で措置される。

(4) パートタイムの任用職員は営利企業の従事等の制限の対象外となるので、アルバイトは可能と考える。ただし、副業を希望する職員には、任命権者に副業に係る届出書の提出と、本業に支障をきたさないこと、情報の漏洩、信用を損なう行為をしないことを誓約してもらう。また、労務提供上の支障がある場合や、信頼関係を破壊する行為、副業により利益を害すると判断した場合には、副業の禁止または制限の指示に従ってもらう。



～ パートタイム任用職員の基幹産業等での副業も可能に～

外国人技能実習生について

川島議員②

Q 快く受け入れる環境づくりは

A 各産業団体及び関係事業所と連携を図っていく

○川島議員

人口減少による人手不足により当町の基盤産業である水産加工業や漁業に外国人技能実習生が多く入ってきている。もはや技能実習生なしでは当町の産業は成り立たないのではないか。(1)当町の技能実習生の人数と産業別の実態は。(2)町政執行方針にある技能実習生を快く受け入れる環境づくりをどのように進めていくか。

○町長

(1)当町の基幹産業である農業及び漁業、水産加工業では人口減少により人手不足が顕著になっている。現在、水産加工業にベトナム人72名、中国人2名、漁

業ではえび籠漁にインドネシア人7名、ホタテ漁にベトナム人7名の計88名の外国人技能実習生を受け入れている。

(2)町政執行方針にあるように外国人技能実習生を快く受け入れる環境づくりは今後の取組としても大変重要だと考えている。

当町では、8月の仮装盆踊りや1月の成人式へ外国人実習生の参加が定着してきており、市民との貴重な交流機会となつてきているので、今後も継続していきたいように各事業所へ協力を呼び掛けていく。今後は留萌管内の他市町村において、外国人実習生の受け入れ体制の整備を進めるための組織づくりを進める事例もあるので、参考にしながら限られた受け入れ期間の中で実習生の皆さんが安心して生活できる環境づくりや交流を進めるため、各産業団体及び関係事業所と連携を図っていく。

○川島議員

新聞ではどんな助けがあるかもっと生活しやすくなるかというアンケートで、日本語の勉強

が1位、日本と仲良くするイベントが2位だった。当町では日本語の勉強を実習生に教えることはできないか。

○町長

新聞の内容によれば、日本語の勉強が1位とある。遠別町も事業として取り組むという新聞報道も見ている。日本語の勉強については自治体で実施しているということもあるが、各団体や事業所と連携しながらできるかどうか検討していく。



～ 成人式へ参加する外国人実習生 ～

「議会だより」についてご意見をお寄せください

議会広報特別委員会は、より見やすい、親しまれる「議会だより」作りを目指しています。ご意見やご感想、どんなことでも結構です。どうぞ、議会事務局までお寄せください。



連絡先 電話53-1311 (議会事務局 直通)

編集後記

議会のうごき

2月

- 5日 議会だより 160号発行
- 21日 総務文教・産業厚生合同常任委員会

3月

- 2日 留萌管内町村議会議長会臨時総会（羽幌町）
- 5日 議会運営委員会
- 9日 全員協議会
令和2年第1回定例会（第1日）
令和2年度各会計予算等審査特別委員会
- 18日 令和2年第1回定例会（第2日）
令和2年度各会計予算等審査特別委員会
- 19日 令和2年第1回定例会（第3日）
令和2年度各会計予算等審査特別委員会

4月

- 8日 議会広報特別委員会（第1回）
- 16日 議会広報特別委員会（第2回）



当議会の第1回定例会は、3月9日に開会后一時休会し、18日に再開。予算審査特別委員会での新年度予算審議を経て、19日に同予算案を決議するなどして閉会しましたが、その頃はまだ留萌管内での新型コロナウイルス感染者は出ていない状況だったものの、議会運営委員会（3月5日）では今定例会をどのように運営していくか等につ

いて、議論を交わしました。結果、議場内ではマスクを着用すること、入場の際の手指のアルコール消毒を行い、密閉空間を作らないようドアも開放放したまま開催することし、町長の町政執行方針、教育長の教育行政執行方針等については朗読を省略して時短を図り、一般質問についても、午前中の休憩を取らずに行っていた最近の方針を変更して、休憩をはさみながらなるべく長時間密集しないよう配慮して行うこととしました。

傍聴については、初日のみ傍聴をご遠慮いただき、2日目以降の制限は設けないとしましたが、ウイルス感染の状況によっては対応を変更することとしていました。幸いにして何事もなく無事定例会を開催することができたのは記録のとおりです。

その後、留萌管内初の感染者が出たと判ったのは、NHKテレビのニュース番組内で「なぜ宗谷・留萌では新型コロナウイルス感染者が少ないのか？」という特集を組まれた翌日というタイミングになってしまいました。が、今のところ（4月16日現在）管内の感染者が拡大していかないのはありがたいことです。とはいえ、経済活動や日常生活に影響が出ないよう、今後も気をつけて行動しなければなりません。

いろいろ大変な世の中になっていますが、まずは、普段どおりにマスクが購入できるようになってくれればありがたいと思います。

（至成）

議会広報特別委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 上野 剛 |
| 副委員長 | 大井紀美恵 |
| 委員 | 岩崎 俊一 |
| | 酒井 倫明 |
| | 川島 優 |
| | 合羽井達男 |



～着席をご遠慮いただき席を表示し間隔を空けて傍聴いただきました～